

平成23年12月28日

最高裁判所長官 竹崎 博允 様



東京青年司法書士協議会
会長 濱口 宏明
東京都練馬区石神井町3丁目25番4号
ダイアパレス石神井公園702
Tel:03-5923-6851 FAX:03-5923-6852
e-mail daihyo@tokyo-ssk.org
URL <http://www.tokyo-ssk.org/>



最高裁判所が提唱する『弁護士強制制度』に対する意見書



意見

民事事件において、弁護士の選任を強制する「弁護士強制制度の導入」には反対である。

意見の理由

- 1 貴庁が本年7月8日に公表した「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第4回）」において、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因の一つに「本人訴訟」の存在を指摘し、それに対応する強化施策として「弁護士強制制度」導入の可能性の検討が報告されている。しかし、以下の理由から、弁護士強制制度の導入については反対である。
- 2 まず、本報告書では、弁護士へのアクセスの現状について、①当事者の中には資力があるにも関わらず弁護士を選任しない者も多い。②本人訴訟の当事者の中には経済的理由で弁護士に依頼しないというより、むしろ本人自身による訴訟追

行を積極的に望んでいる者が少なからずいる。③裁判官が当事者本人に弁護士を代理人に選任するように促しても、なかなか選任しない場合が多い。当事者本人の性格やコスト意識が影響している可能性がある。④いわゆる勝ち筋の事案なのに弁護士を頼まない当事者本人や当事者双方にそれなりの言い分のある本人訴訟が増えている、と述べられている。

以上から、市民の中には、経済的理由で弁護士を利用できないから本人訴訟を仕方なく選択しているというケースばかりでないということが導かれるが、本報告書自身も「本人訴訟の割合は従前からそれほど変わっていないが、弁護士にアクセスできるにもかかわらず、自ら訴訟を迫りたいと考える当事者の割合が増えてきている。」と、自ら裁判を迫りたいと考える市民がいることを認めている。

これらを裏付けるように、民事訴訟利用者調査報告書（司法制度改革審議会 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html>）には、本人訴訟を自らの意思で迫る理由として裁判の実際を自分で体験したい・弁護士を頼むほどの事件ではなかった・個人的な事情を弁護士にも話したくなかったという記述及び表も存在している（表 3 A - 9 - 5 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/pdfs/table2.pdf>）。

したがって、弁護士強制制度を導入するのであれば、まず、弁護士等の代理人を就けずに訴訟を迫りたいという市民の権利が制約される事実を十分に認識しなければならない。

- 3 また、裁判の迅速化の実現の観点から、市民自身が手続きに対して不慣れなために遅滞が生じていることに対しては、法教育の推進（具体的には市民を対象とした裁判手続きや法律に関する市民講座を開催する等）、弁護士会・司法書士会等による法律相談の普及によるべきであり、経済的理由により弁護士を就けられない市民に対しては、法律扶助の推進によるべきである。また、弁護士に関する

情報が少ないことにより弁護士に依頼せず、本人訴訟を行う市民に対しては、弁護士の専門分野などの情報公開によるべきであり、本人訴訟に対応することで、裁判官や書記官の労力が増え、その結果、裁判所全体の訴訟が遅延することに対しては、裁判官や書記官の人数を増やすなどの裁判所の制度改革によるべきである。

このように、裁判の迅速化には、様々な機関が連携し、総合的な対策が必要であり、弁護士強制制度を導入したとしてもその解決には向かわない。

4 ところで、弁護士強制制度は、憲法の規定からみて非常に危険なものであり、看過できない問題である。

まず、憲法第13条には、個人の尊重が国政の上で最大限の尊重を必要とする旨が規定されている国民一人一人は、自らの信じるところに従い自身の幸福を追求するというあたりまえのことをあえて明文化し、これを国は最大限尊重しなければならないのである。

国家機関は、個人を尊重し、個々人の権利がよりよく実現されるという目的に資するためにこそ存在するのであり、国家機関の維持を助けるために国民が存在するわけではない。国民一人一人が他人の主義や志向にかかわりなく、自らの手で自律的に自身の幸福を追求できるようにすることが国家機関の責務であり、国家機関は、この責務を達成する限りにおいて、主権者から権限を委ねられているのである。

以上のとおり憲法第13条の規定からみれば、本来、司法制度に限らず、国民が国の制度を利用するにあたっては、『自分自身で行う』、『専門家などに相談し、アドバイスだけをもらう』、『専門家に書類作成だけを依頼する』、『専門家に代理人となって代わりにやってもらう』等、どのような手段を選択するかは、いずれも自由に選ぶことができるのが原則である。

したがって、国家機関の志向が国民の権利がより自律的に実現されることでは

なく、国民の権利の制限に向かうことを主権者たる国民は決して許さない。

5 また、憲法第32条では、裁判を受ける権利が保障されているのは当然のこととしており、国民一人一人が自身の権利の実現につき自己でなし得ることが理想であり、原則でなくてはならない。そして、国としては、憲法第32条を踏まえた上で、上述したいずれの選択肢をも容易にすべく、その制度を整える義務があるといえる。にもかかわらず、裁判の迅速化、効率化を目的として、本来補完的役割でしかないはずの弁護士選任を強制する制度導入へ舵を切ろうとすることは本末転倒に他ならない。

6 この度の弁護士選任強制制度の導入を目指す裁判所の志向は、非常に多くの問題を内包するにもかかわらず、憲法上の問題について特段の検討を加えた様子もなく、単に「裁判所の」事務処理負担の軽減を理由としていることは検討資料中から明らかである。このような杜撰な理由で、国民の権利を制限できると考え、ましてや国民の議論、そして国民の選択である立法によらずして、それを為し得ると考えることは言語道断である。

7 なお、すでに東京地裁民事20部において、弁護士の選任のない破産申立事件については、法律に根拠のない「運用」としてその選任を執拗に求め、さらに少額管財事件に移行した場合の予納金の額にも、その選任の有無によって、およそ根拠のない差を設けることによって事実上の弁護士強制として本人申立を排除してきた経緯がある。このような「運用」は、裁判所の負担の軽減を目的として、その施策を弁護士選任の強制に求めたことは想像に難しくなく、その結果は市民に経済的負担を強いることに繋がり、ひいては法的救済の道が閉ざされてしまう可能性を多分に含むものである。実際、弁護士を選任せずに破産申立をした生活保護受給者が、予納金の予納ができずにその申立を棄却されるという事例が当会に報告されている現状である。

同報告書で、「弁護士にアクセスできるにもかかわらず自ら訴訟を進行する当事者の割合が増加している現状をも踏まえ」との指摘もあるように、市民が「本人訴訟」を選択する本当の原因に向き合うことなく、裁判所の負担の軽減、訴訟の迅速化・効率化のために訴訟代理人の選任義務化を企図することは、東京地裁民事20部の「運用」の過ちを繰り返すことに他ならない。

- 8 裁判所を通じての自己の権利の実現の追求においては、法律専門家に依頼を希望する全ての市民が経済的、地域的理由にかかわらず依頼ができ、本人自身での進行を希望する場合には、その道を閉ざさないことが、広く多くの市民に利用しやすい制度であり、あるべき司法の形ではないだろうか。人権の最後の砦として、その役割を果たすべき裁判所が、他者を介在させなければ権利の実現ができない制度を導入するということは、市民の権利を抑制することに等しく、それは市民を裁判所から遠ざける結果に繋がりがねない。

以上、当会は弁護士強制制度を導入することの弊害を危惧するとともに、市民の生活や経済活動に、より密接な民事訴訟がより利用しやすく信頼できるものになることを切望すべく意見を述べるものである。